

北海道市町村立高等学校等学び直し支援金交付要綱

(平成 27 年 10 月 27 日 教育長決定)

(平成 28 年 4 月 1 日 一部改正)

(令和 4 年 6 月 7 日 一部改正)

(令和 4 年 7 月 25 日 一部改正)

(令和 5 年 5 月 24 日 一部改正)

(通則)

第 1 条 国が定める学び直しへの支援に係る高等学校等修学支援事業費補助金（以下「学び直し支援金」という。）の交付については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）、同法施行令（平成 22 年政令第 112 号。以下「政令」という。）、同法施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号。以下「省令」という。）、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日文部科学大臣決定）及び北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 学び直し支援金は、法第 2 条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）の生徒のうち、法第 3 条第 2 項第 2 号に該当し、高等学校等就学支援金が受給できなくなった生徒に対して、その授業料に充てるために学び直し支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給対象)

第 3 条 この要綱に定める学び直し支援金の支給対象は、高等学校等のうち北海道に所在する市町村立の高等学校及び中等教育学校後期課程（以下「市町村立高校等」という。）に在学する生徒で、次の各項の全てに該当する者のうち、北海道教育委員会が認定した者（以下「受給権者」という。）とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (3) 法第 3 条第 2 項第 2 号に該当する者
- (4) 平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 90 号）による改正後の法第 5 条に規定する高等学校等就学支援金の受給者であった者又は同法第 3 条第 2 項第 3 号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
- (5) 高等学校等を退学したことがある者
- (6) 学び直し支援金の支給を通算して 24 月以上受けていない者
- (7) 保護者等の経済的な負担を軽減する必要があると認められる者（法第 3 条第 2 項第 3 号に該当しない者）

ア 成年年齢の引き下げに伴い、令和 4 年 4 月以降、学び直し支援の対象者は大半が成年年齢に達して父母の親権に服さなくなるが、この場合の「保護者等」の考え方は、就学支援金から学び直し支援金に切り替わることで判定における取扱いが変更とならないよう、現籍校での就学支援金の判定における「保護者等」と同じ者を指すものとして取り扱うこととする。

イ 令和 4 年 7 月支給分以降は、学び直し支援金の支給を受けようとする生徒本人が

早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（保護者等が当該早生まれの生徒を自己の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族とする場合に限る。）に、法第3条第2項第3号に基づき高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項により算定基準額を算定するときは、同項中「十六歳に達した者であるときは、当該合計額から三十三万円」を「十九歳に達した者であるときは、当該合計額から十二万円」と読み替えるものとする。

（交付額）

第4条 交付額は、毎年度、受給権者が法第3条第2項第2号の規定の適用がないとしたならば、法第5条第1項、政令第3条第1号及び第3号並びに省令第5条第1項第1号及び第2項の規定により算定される額に相当する額とする。

（代理受領）

第5条 市町村立高校等の設置者（以下「学校設置者」という。）は、受給権者に代わって学び直し支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。これにより、当該受給権者に対し、学び直し支援金の支給があったものとみなす。

（交付期間）

第6条 交付期間は最大24月とする。

（高等学校等就学支援金の取扱いの準用）

第7条 学び直し支援金の交付に当たっては法第4条、第6条から第10条まで及び第17条、政令第5条、並びに省令第3条及び第8条から第12条までに定める取扱いを準用する。

（交付の申請）

第8条 学び直し支援金の交付を受けようとする学校設置者は、「北海道補助金等交付規則の運用について」（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達）第3条関係の1の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（教育第1号様式（平成28年北海道教育委員会教育長告示第22号による告示様式。以下「教育様式」について同じ。））に次の関係様式を添付して、別に定める期日までに北海道教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（教育第2号様式）
- （2）補助金等交付申請額算出調書（教育第10号様式）
- （3）経費の配分調書（教育第14号様式）
- （4）事業予算書（教育第16号様式）
- （5）学び直し支援金交付申請内訳書（別記第1号様式）

（交付の決定）

第9条 教育長は、学び直し支援金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、学び直し支援金を交付すべきものと認めたときは、学び直し支援金の交付の決定をするものとし、その内容及びこれに付した条件を学校設置者に通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 学び直し支援金の交付決定に付する条件は、次のとおりとする。

- （1）北海道補助金等交付規則、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金交付要綱（平成27年10月27日付け教高第1172号教育長決定）及び交付決定時の通知に従い、善良な

管理者の注意をもって学び直し支援事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。

- (2) 学び直し支援金の額が変更となるときは、あらかじめ、教育長の承認を受けなければならない。ただし、当該変更に伴う交付額の減が10分の2未満の場合は、この限りではない。
- (3) 学び直し支援事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、教育長の承認を受けなければならない。
- (4) 学び直し支援事業が期限までに完了しないとき又は学び直し支援事業の遂行が困難となったときは、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 学び直し支援事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を教育長に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (6) 学び直し支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って学び直し支援事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (7) 前項の命令に違反したときは、学び直し支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (8) 学び直し支援金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (9) 学び直し支援事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、学び直し支援事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月4日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を教育長に提出しなければならない。
- (10) 次の各号のいずれかに該当するときは、学び直し支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付された学び直し支援金があるときは、その返還を命ずることがある。学び直し支援金の額の確定があった後においても、また同様とする。
 - ア 学び直し支援金を他の用途に使用したとき、又は、正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により学び直し支援金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - ウ 前各号に掲げる場合のほか、学び直し支援金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく教育長の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (11) 学び直し支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (12) 学び直し支援金の返還を命ぜられ、当該学び直し支援金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- (13) 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、学び直し支援金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員が帳簿及び書類その他の物件を調査し、若しくは質問することがあるので、これに協力しなければならない。
- (14) 学び直し支援金は、受給権者の授業料に係る債務の弁済に充てなければならない。
- (15) 授業料の額が変更となるときは、授業料の額を証明する書類の写しを速やかに教育

長に提出しなければならない。

- (16) 授業料が減免となったときは、その旨を速やかに書面により教育長に届け出なければならない。
- (17) 委任を受けた受給権者ごとに交付される学び直し支援金の額を、それぞれの受給権者に通知しなければならない。
- (18) 学び直し支援事業に関する帳簿及びその他支給事務に関する事項を明らかにする書類を備え、学び直し支援事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを学び直し支援事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(交付の変更)

第11条 学校設置者は、第9条の学び直し支援金の額が変更となるときは、あらかじめ、補助事業等変更承認申請書（教育第17号様式）に学び直し支援金変更承認申請内訳書（別記第2号様式）及び関係書類を添付して教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(学び直し支援事業の中止又は廃止)

第12条 学校設置者は、学び直し支援事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（教育第19号様式）に関係書類を添付して教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(概算払いの時期)

第13条 学校設置者は、学び直し支援金の概算払いを請求する場合は、別に定める期日までに補助金等概算払申請書（教育第21号様式）を教育長に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 学校設置者は、学び直し支援事業が完了した場合又は第10条の規定による廃止の承認を受けた場合は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月4日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（教育第24号様式）に次の関係様式を添付して、教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（教育第2号様式）
- (2) 補助金等精算書（教育第25号様式）
- (3) 事業精算書（教育第27号様式）
- (4) 学び直し支援金実績報告内訳書（別記第3号様式）

(額の確定及び通知)

第15条 教育長は、前条の規定により提出された実績報告書の審査等により、学び直し支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、学校設置者に通知するものとする。

(学び直し支援金の返還)

第16条 教育長は、前条の規定による学び直し支援金の額の確定をした場合において、すでにその額を超える学び直し支援金が交付されているときは、期限を定めて、学校設置者に返還を命ずるものとする。

(学校設置者の責務)

第17条 学校設置者は、法の趣旨を踏まえ、学び直し支援金の交付に関する事務を適正に行うとともに、それにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなくては

ならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の交付に必要な事項は、北海道教育庁学校教育局道立学校配置・制度担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月27日から施行し、平成27年11月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日 教育長決定）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月7日 教育長決定）

この要綱は決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年7月25日 教育長決定）

この要綱は決定の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

附 則（令和5年5月24日 教育長決定）

この要綱は決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。